

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から

働き方改革関連法が順次施行され、

**医療機関で働く
すべての人に適用**されます!!



Point

1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働の上限規制について説明した資料を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

⇒医師については、**2024年度から上限規制が適用**されます。上限時間数は、今後、省令で定められます。

Point

2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上**の年次有給休暇**が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point

3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

⇒改正法への対応に向けた手順など、取組の参考となる情報を厚生労働省HPにアップしました。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

※【中小企業の範囲】

医療法人に関するその他の中小企業の範囲は以下のとおりです。



- ① 出資持分のある医療法人については、出資の総額が5,000万円以下 又は 常時使用する労働者の数が100人以下である場合に中小企業に該当します。
- ② その他の医療法人については、常時使用する労働者の数が100人以下である場合に中小企業に該当します。



相談窓口のご案内

■働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律について

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 甲府労働基準監督署 055-224-5616 都留労働基準監督署 0554-43-2195 諏訪労働基準監督署 0556-22-3181	
山梨労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等室 【派遣労働者関係】 需給調整事業室	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 雇用環境・均等室 055-225-2851 需給調整事業室 055-225-2862	

医療勤務環境改善支援センターのご案内

課題解決の支援


★ 医療機関の勤務環境改善を支援するため、全都道府県に専門家に相談できる医療勤務環境改善支援センターが設置されており支援を受けることができます。

健康で安心して働くことができる 快適な職場づくりを支援します

- 勤務環境改善の成功事例を知りたい
- 職員のキャリアアップを図り、働きがいのある職場にしたい
- 仕事と子育て・介護の両立支援に取り組みたい
- 勤務間インターバルを導入したい
- コストの適正化、経営の効率化を図りたい
- 自院で使える補助金・助成金はないだろうか 等

▶検索ワード：いきサポ

相談先はこちら

山梨県医療勤務環境改善支援センター (医療労務管理相談コーナー)	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 山梨県福祉保健部医療課内 TEL: 055-223-1480 FAX: 055-223-1486 山梨県社会保険労務士会内 TEL: 055-225-2071 FAX: 055-244-6065	
--	--	---

「働き方」に関する詳細・お悩みは【山梨県医療勤務環境改善支援センター（医療労務管理相談コーナー）】へ、改正法詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

お気軽にご相談ください